

○内閣府令第七号
厚生労働省

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一百一条及び第一百二条並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第五十条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(業務の引継ぎ)

第九条 令第五十条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 運用関連業務を引き継ぐ場合 当該運用関連業務に係る加入者等の氏名及び住所、法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容、法第二十三条の二第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定運用方法を提示した場合の企業型年金加入者及び個人型年金加入者（以下単に「加入者」という。）に提示した当該指定運用方法の内容、法第二十四条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法に係る情報の内容及び法第二十三条の二第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定運用方法を提示した場合の法第二十四条の二（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者に提供した指定運用方法に係る情報の内容

2

(略)

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用関連業務（令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。

改正前

(業務の引継ぎ)

第九条 令第五十条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 運用関連業務を引き継ぐ場合 当該運用関連業務に係る加入者等の氏名及び住所、法第二十三条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び法第二十四条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法に係る情報の内容

2

(略)

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第二十三条第一項前段（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用関連業務（令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。

（）に係る事務を併せて行うこと。

二〇九（略）

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第十一条 記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法
第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇三（略）

四 法第八十条第四項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規
定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した
書面

五〇九（略）

2 運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一
条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇（略）

一〇二 法第二十三条の二（法第七十三条において準用する場合を含
む。）の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、加入
者に提示した指定運用方法の内容を記録した書面

二〇（略）

二〇二 法第二十三条の二（法第七十三条において準用する場合を含
む。）の規定により指定運用方法を提示した場合には、法第
二十四条の二（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規
定により加入者に提示した指定運用方法に係る情報の提供の内容を
記録した書面

三 法第二十六条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む
。）の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った場合
にあつては、除外運用方法指図者（所在が明らかでない者を除く。
）の三分の二以上の同意を得たことについての書面

四 法第二十六条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む
。）の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った旨を

く。）に係る事務を併せて行うこと。

二〇九（略）

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第十一条 記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法
第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇三（略）

四 法第八十条第三項、法第八十一条第三項、法第八十二条第二項又
は法第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者
に通知した内容を記録した書面

五〇九（略）

2 運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一
条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇（略）

（新設）

二〇（略）

（新設）

三 法第二十六条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の
規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った場合にあつ
ては、当該除外した運用の方法を選択して法第二十五条第一項の規
定に基づき運用の指図を行っていた加入者等の同意を得たことにつ
いての書面

（新設）

<p>3 除外運用方法指図者に通知した内容を記録した書面 確定拠出年金運営管理機関は、前二項に掲げる帳簿書類を加入者等 ごとに作成し、次の各号に掲げる加入者等の区分に応じ、当該各号に 掲げる日から起算して少なくとも十年間これを保存しなければなら ない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 確定拠出年金運営管理機関は、前二項に掲げる帳簿書類を加入者等 ごとに作成し、次の各号に掲げる加入者等の区分に応じ、当該各号に 掲げる日から起算して少なくとも五年間これを保存しなければなら ない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>
--	--

様式第七号を次のように改める。



様式第七号（第十二条関係）

		年 月 日
厚 生 労 働 大 臣	殿	
{ 金 融 庁 長 官 }	殿	
{ 財 務 (支) 局 長 }	殿	
		登録番号 商号又は名称 代表者氏名
		印
業 務 報 告 書		
確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。		

(日本工業規格A列4番)

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
(年事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第2号の業務	

2. 受託業務ごとの加入者等の人数

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

3. 法第3条第3項第2号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

4. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

5. 法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

6. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金総額	平均掛金額
男 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
女 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
計 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に加入者期間を有するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

7. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者（簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。）に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

8. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

9. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円			
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円	—	—	—

(備考)

- 事業年度末時点の状況について記載すること。
- 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
- 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄(—)とすること。
- 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するもの(13において「元本確保の運用の方法」という。)に該当する場合には○印を記載すること。
 - 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
 - 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
 - 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
 - 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
 - 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
- 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

【個人型年金】

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の状況)

11. 法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数

	資産管理機関又は連合会への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件
個人型年金加入者	男 女 計	件 件 件
個人型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の状況)

12. 法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計
【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計
【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

13. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用の方法の数	第1号 運用方法数	第2号 運用方法数	第3号 運用方法数	第4号施行日 時点の運用の 方法の数
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。
5. 「第4号施行日時点の運用の方法の数」は、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
6. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

14. 法第2条第7項第2号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法 の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
4. 「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。
5. 「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

15. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

(備考)

1. 該当するものに○印を記載すること。
2. 個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

(2) (1) ②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
- ②1年に1回
- ③2年に1回
- ④3年に1回
- ⑤その他

(3) (2) で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

16. 法第23条の2第1項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加入者に選定及び提示している	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
A 実施事業所						
B 実施事業所						
C 実施事業所						
・						
個人型aプラン						
個人型bプラン						
個人型cプラン						
・						
・						

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第1号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。
6. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を24の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項の協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

(法第26条第1項の規定による運用の方法の除外の状況)

17. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A実施事業所	
B実施事業所	
C実施事業所	
・	
・	
個人型aプラン	
個人型bプラン	
個人型cプラン	
・	
・	
・	

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
- 事業年度末時点の状況について記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

18. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第2項の規定により行った通知(個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等)

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円
	人	円
	人	円

(備考)

- 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会(個人型特定運営管理機関に限る。)へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。
- 「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第2条第7項第2号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。
- 件数の多い順に記載すること。

19. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

20. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名 () 簡易企業型年金に該当するか ()

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの (令第11条第1号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの (令第11条第2号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

21. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名 () 簡易企業型年金に該当するか ()

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの(令第11条第1号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分(平均月額)	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの(令第11条第2号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分(平均月額)	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
12,751円～13,750円							
人数計							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

22. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

実施事業所名 () 簡易企業型年金に該当するか ()

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの (令第11条第1号に該当する者)

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金					
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 27,499円	27,500円
事業主掛金	0円						
	1円～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの (令第11条第2号に該当する者)

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金				
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
20,001円～27,500円						

(備考)

1. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

23. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者であるもの（令第36条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～60,000円						
60,001円～67,999円						
68,000円						
人数計						

②第二号加入者であって、下記③及び④以外のもの（令第36条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
人数計						

③第二号加入者であって、個人型年金同時加入可能者であるもの（令第36条第3号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～19,999円						
20,000円						
人数計						

④第二号加入者であって、他制度加入者又は第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第4号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～11,999円						
12,000円						
人数計						

⑤第三号加入者であるもの（令第36条第5号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
人数計						

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。
3. ②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。

24. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済
A実施事業所				
B実施事業所				
C実施事業所				
・				
・				
・				
個人型aプラン				
個人型bプラン				
個人型cプラン				
・				
・				
・				

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
・							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令（次条及び附則第四条において「新令」という。）様式第七号は、この命令の施行の日（以下この条、次条及び附則第四条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に確定拠出年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の確定拠出年金法（次条において「改正前確定拠出年金法」という。）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面を有する場合における新令第十一条第一項第四号の規定の適用については、同号中「書面」とあるのは、「書面（確定拠出年金法

等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に同法第三条の規定による改正前の法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面を有する場合にあつては、当該書面を含む。」とする。

第四条 施行日前に納付されることとされている改正前確定拠出年金法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の除外を行った場合における新令第十一条第二項第三号の規定の適用については、同号中「書面」とあるのは、「書面（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に納付されることとされている同法第三条の規定による改正前の法（以下この号において「改正前確定拠出年金法」という。）第三条第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の除外を行った場合にあつては、当該除外した運用の方法を選択して運用の指図を行っていた加入者等の同意を得た

ことについての書面を含む。」とする。